

# 業務部速報



No. 130

発行 26. 2. 20

JR東労組 業務部

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について  
申16号 (エネルギー企画部門)」に関する解説申し入れ 2/19団体交渉を行う!②

## 主な解説内容

### ●出面数について

提案時に示された出面数は、給電技術センターと川崎発電所、信濃川発電所を合計したエネルギー企画部の数字である。オペレーション管理ユニットの業務は企画業務であり、出面管理するものではない。エネルギー企画部全体で300名程度として一体で運用していく。

### ●働き方等について

派遣社員は労働者派遣法に則ってこれまで通りの働き方である。この施策で変わることはない。

会計業務などについては、これまで通り企画ユニットの総務で行う。福利厚生業務も取扱いは変わらない。

各メンテナンスセンター含めて、昇進試験、永年勤続表彰は本社、健康診断は各エリアで実施することに変わりない。

### ●採用について

エネルギー企画部に限らず県単位ベースでの採用になる。

エネルギー企画部として新潟支社や首都圏本部と連携して採用活動に携わっている。信濃川発電所では職場見学なども行い、一定程度の成果出ていると思っている。人材確保は重要であり、地場の学校への訪問など続けていく。地元採用は重要なことである。

### ●異動について

本社内で部を跨ぐ場合は発令が伴う異動となる。例えば、エネルギー企画部から安全企画部や設備部などは発令される。

【組合】不正取水があつてから経過があつて、二度とあつてはならないという認識は一致している。しかし、「信濃川」との名称がなくなることへの問題意識は強い。よりよい職場環境等の実現に向けて、基本要求を提出して引き続き議論していく。

### 申し入れ項目(全12項目)

- エネルギー管理部内の各ユニットとメンテナンスセンター毎の出面数を明らかにすること。
- 事務職・派遣社員の働き方について明らかにすること。
- 昇進試験、健康診断、永年勤続表彰等の開催場所や実施方法について明らかにすること。
- 新規採用者の採用計画と県単位採用の考え方について明らかにすること。
- 本社内におけるグループ戦略部門と事業執行部門の異動について考え方を明らかにすること。
- 信濃川水力発電所不正取水問題に対する現状の認識を明らかにすること。また、信濃川地域共創統括室、信濃川地域共創事務所をなくし、機能を有する組織にする根拠を明らかにすること。

### ●信濃川発電所不正取水問題について

2009年3月に不正取水問題が発覚して、今に至っているが、信濃川の水があつて発電できていることを肝に銘じて取り組んできた。昨年6月に水利使用の更新許可が出された。これまでの取り組みが一定の定着が図られていると認識している。働く社員が誇りに思えるような職場にしていきたい。

17年経過しているが、毎年、コンプライアンス教育とは別に、河川環境の課題や河川に関する法令について教育をしている。

信濃川地域共創統括室と信濃川地域共創事務所という名称はなくなるが、エネルギー企画部として目に見えるように、地域連携を引き続き行っていく。

地元の方々のご理解をいただき、今日までできている。

【会社】不正取水への問題意識は変わらない。提起された問題意識は共通であつて変わらない。地元で前面に立ってきたエネルギー企画部であり、一定の定着が図られた中で一歩を踏み出すということである。

より良い職場環境、労働条件を共につくり出していくために、JR東労組に結集しよう!